

# 資 料

## かながわ青少年支援・指導者育成指針

神奈川県青少年指導者養成協議会

県・市町村・青少年関係団体で構成する神奈川県青少年指導者養成協議会は、青少年指導者の養成及び確保を、県・市町村及び青少年関係団体等の共通理解による連・携のもとに、円滑に推進することを目的としてきました。

近年の社会状況の変化などによる青少年自身と青少年をめぐる状況の変化に伴い、指導的関わり方だけでは現代の青少年への対応は不十分であり、青少年の社会的自立を促進するためには支援する形での関わり方ができる大人・若者の育成も必要になってきました。そういった青少年指導者養成をめぐる環境の変化に、より効果的に対応するために『かながわ青少年指導者養成総合計画（指針）』を改定し、『かながわ青少年支援・指導者育成指針』を平成16年度より適用しました。

## 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

この条約は、1989年に成立して、1994年に日本は批准しました。それによって、憲法と同等の上位法となっているので、これに基づいた施策が要請されています。

この条約の第12条にある「意見表明権」は、「子どもの参画」という考え方の基本になっています。

## 『かながわ青少年支援指導者育成指針』

この『指針』は、青少年が自立した大人になることを願って、その支援にあたる青少年支援・指導者の育成を推進するために、県・市町村及び青少年関係団体が役割分担のもとに実施する青少年支援・指導者育成施策の指針とするものです。

### 第 章 青少年支援・指導者育成の基本的考え方

#### 1 青少年育成の視点

青少年を育成するにあたり、「多様な体験学習の促進」「主体的な参画の促進」「社会的自立の支援」という三本の柱を視点とした。

##### (1) 多様な体験学習の促進

社会環境の変化・ライフスタイルの多様化・高度情報化など、社会の変化が激しい現代から未来を生きていくためには、「生きぬく力」と「共感する心」を青少年自らが育む必要がある。そのためには青少年に対して地域社会の中で、情報化社会の中で、自然の中で発達段階に応じた多様な「体験活動」を提供することが必要である。さらに重要なことはその体験をもとに気づき、考える力を養い、自ら行動することができるようになる学習方法としての「体験学習」を促進していくことである。

青少年は体験学習によって、現代社会で生きていくための問題解決能力・自己決定能力・情報の取捨選択能力を身につけていくことができ、また合わせて、他者や自分と異なったものを尊重する心、美しいものや自然を見て感動する心や感性、そして生命を大切にすることを養うこともできる。

##### (2) 主体的な参画の促進

青少年は自らの意見を表明する権利を持ち、その発達段階に応じて参画する能力があり、参画の意思を持っている。この『子どもの参画』という考え方に基づいて、社会を担う一員として青少年を捉え、地域活動などへの青少年の主体的な

参画を促進していくことが重要になる。

青少年の主体的な参画を促進することで、地域社会で自分が大切にされているという意識が青少年に芽生え、地域社会を居場所と感じるようになる。また自ら問題を見つけ出し、それを解決する力を身につけることができるようになる。そして最も大切なことは地域社会で民主主義のプロセスを実践し学ぶことができるということである。

### (3) 社会的自立の支援

青少年が今を充実して生きると同時に未来を見据えることができるようにし、将来に向けての社会的自立を支援する取り組みが求められている。

青少年は日常生活に支障のない環境にある者から家庭や心身の状況などによりスタートラインにおいて既に不利な状況下にある者まで、様々な環境に置かれている。これらすべての青少年を受け身でなく自ら積極的に他に働きかけることができる存在として捉えることによって、主体性・社会性を持ち自己実現を図れる大人へと成長できるように支援していく必要がある。

## 2 青少年支援・指導者育成の視点

青少年支援・指導者を育成するにあたり、「指導から支援・指導へ」「若者の特性を活かす」「多様な支援・指導の関わり」という三本の柱を視点とした。

### (1) 指導から支援・指導へ

青少年をめぐる社会環境の変化の中で、青少年の社会的自立を促進するためには、指導的な関わり方だけではなく、子ども・若者の持っている能力を引き出すための支援も必要になってきている。ここでいう「支援」とは、例えば青少年の主体性を引き出すファシリテーター役、青少年の悩みを聞いたり、相談を受けたりするカウンセラー役、青少年活動を運営していく際に必要な関係機関等との調整役等を演じたり、青少年に寄り添い一緒に考えるような関わり方のことである。

この「支援」を鮮明にし、指導から支援・指導の方向を明確に位置づけていくことが重要である。なお、「指導」とは方向性を指し示し、教え導くような関わり方のことで、例えば指導者とは登山などの野外活動においてグループをまとめ、安全に目的を遂行できるように導くような役割のことを言う。

## (2) 若者の特性を活かす

子どもたちにとって身近な世代の若者、すなわち小学生に対する中高生年齢、中高生に対する大学生年齢の若者は、子どもと無理のない関わりを保つことができる。若者はこの特性を活かし、子どもの考え・意見・能力を引き出す役割を担うのに相応しい存在になり得るとともに、子どもと大人の架け橋の役割を果たしていける。

また、グループで活動している場合などに、子どもたちでは判断できない場面で、若者がリーダーとしての役割を果たすことも必要であり、こうしたリーダー的な体験を重ねることで、社会へ出たときに組織や団体の中でリーダーとして主体的に関わっていくための基礎ができる。

こうしたことから多くの若者を青少年支援・指導者として人材育成していくことが望まれる。

## (3) 多様な支援・指導の関わり

様々な状況下に置かれている青少年への関わり方は一様ではなく、青少年それぞれの個性にも対応していく必要がある。そのためには青少年支援・指導者も多様な関わり方を身につけなければならない。

また子ども・若者に関わる活動、若者自身が主体的に展開している活動、子ども・若者の参画による地域活動などで、関わっている大人・若者が一人ですべての役割を果たすのではなく、関わっている大人・若者それぞれの得意な分野・能力を活かして役割を分担し、支援・指導をしていく方が多様な子ども・若者の活動に対応することが可能となる。

このような視点で、大人・若者が、多様な関わり方を学び、得意な分野を磨き、さらに活動分野を広げることで、青少年の社会的自立をより望ましい形で支援することができる。

## 第 章 青少年支援・指導者育成への取り組みと役割分担

### 1 取り組みの方向

#### (1) 人材育成

様々な状況下にある青少年を社会的に自立させるための支援・指導を行う多様な人材を育成していかなければならない。そのための研修方法・内容を考え実施していく。

##### ア 技術・能力の向上を図る研修体系の充実

入門的講座やフォローアップ研修等、青少年支援・指導者の経験年数や実績に応じた研修体系を組み、実施することにより、それぞれの青少年支援・指導者に必要な知識・技能を習得できるようにする。

##### イ 効果的な青少年支援・指導者育成研修の開発と普及

青少年支援・指導者が活動を展開していく上で、必要な知識の習得や技術・能力を向上させるための研修を充実させるために、研修プログラム・展開方法を研究し開発普及を図る。

#### (2) 活動支援

青少年支援・指導者（団体及び個人）に対し、青少年活動を展開する上で必要な活動支援を行う。

##### ア 情報収集・提供等

青少年支援・指導者（団体及び個人）が青少年活動を展開する上で必要な情報の収集・提供、青少年活動の場の提供等を行う。

##### イ 活動しやすい環境づくり

青少年支援・指導者が青少年活動を活発に展開できるように社会の理解を深めることが必要である。そのためには青少年活動が青少年の社会的自立を促進しているということが社会的に認知されることが重要である。こうした青少年活動に対し理解と協力が得られるような広報、啓発に積極的に取り組む。

#### (3) 連携・調整

(1)人材育成、(2)活動支援を円滑に進めるために、県・市町村・青少年関係団体等が連携・調整を図る。

##### ア 人材育成の面

### (ア) 裾野の拡大

県・市町村・青少年関係団体の役割分担及び連携による青少年支援・指導者の育成を行う。また青少年支援・指導者の裾野の拡大を行う。

#### (イ) 学校教育機関への情報提供

より有効な青少年育成が行われるようにするため、学校教育機関に対して、県・市町村・青少年関係団体の行っている青少年支援・指導者の育成体系及びこれらで把握している青少年支援・指導者に関する情報提供を行う。

#### イ 活動支援の面

県・市町村・青少年関係団体は研修修了者や実際に活動している青少年支援・指導者から活動の場や講師などについて情報を求められた場合、相互に連携・調整することで、青少年活動の場の紹介・提供等について積極的に支援していく。

研修修了者の活動の場としては、従来の地域活動に加え、地域の学校と連携を図ることで活動の場として学校を活用する方法も考える。

## 2 役割分担

地方分権の趣旨などを踏まえ、県・市町村・青少年関係団体の役割分担は別表「青少年支援・指導者育成の役割分担」(P.104)の通りとする。

別表 青少年支援・指導者育成の役割分担

実施主体	県	市町村	青少年関係団体
特性	広域性	地域性	独自性
役割の概要 取り組み	市町村・青少年関係団体の取り組みを支える視点で、広域性を活かした青少年支援・指導者の人材育成事業を主に展開する。	青少年関係団体や支援・指導者の活動を支える視点で、地域性を活かして地域の特性やニーズに応えられるようより身近な要素を取り入れた人材育成事業を主に展開する。	団体固有の独自性を活かした人材育成事業を主に展開する。
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>県域や行政センター単位で実施する青少年支援・指導者の人材育成</li> <li>市町村域や青少年団体で中心的な存在となる青少年支援・指導者向けの研修</li> <li>青少年行政関係職員等の研修</li> <li>青少年支援・指導のための実践的調査研究</li> <li>青少年支援・指導者育成のための研修プログラム・展開方法の開発普及</li> <li>県域の青少年支援・指導者育成のための啓発</li> <li>大人・若者対象の青少年支援・指導者育成のための啓発</li> <li>青少年支援・指導者の育成への支援</li> <li>市町村が行う青少年支援・指導者の育成事業への助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村域で実施する青少年支援・指導者の人材育成</li> <li>地域において中心的に活動している青少年支援・指導者の研修</li> <li>初心者向けの内容の研修</li> <li>青少年指導員への研修</li> <li>青少年補導員・相談員への研修</li> <li>健全育成会会員への研修</li> <li>ジュニアリーダー等の研修</li> <li>市町村域の青少年支援・指導者育成のための啓発</li> <li>大人・若者対象の青少年支援・指導者育成のための啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体内の青少年支援・指導者のための人材育成</li> <li>団体の独自性を活かし、団体内で体系化された研修</li> <li>団体の特性を活かした青少年支援・指導者育成のための啓発</li> <li>大人・若者対象の青少年支援・指導者育成のための啓発</li> </ul>
活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>県域を対象とした青少年関係情報の収集・提供</li> <li>県域の青少年支援・指導者(団体・個人)に対する青少年活動に必要な情報収集・提供</li> <li>市町村・青少年関係団体等に対する青少年支援・指導者育成に関する情報収集・提供</li> <li>青少年支援・指導者育成及び青少年活動のための講師に関する支援</li> <li>青少年支援・指導者育成及び青少年活動に関する講師リストの作成</li> <li>市町村・青少年関係団体等の実施する青少年支援・指導者育成事業への講師紹介</li> <li>県域の青少年支援・指導者(団体・個人)の行う青少年活動への講師紹介</li> <li>県域における青少年活動の場の紹介</li> <li>青少年支援・指導者(団体・個人)への青少年活動の場の紹介</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村域内の青少年関係情報の収集・提供</li> <li>市町村域の青少年支援・指導者(団体・個人)への青少年活動に必要な情報収集・提供</li> <li>青少年支援・指導者(団体・個人)への県で実施している研修・講座の情報収集・提供</li> <li>県・青少年関係団体等への青少年支援・指導者育成に関する情報収集・提供</li> <li>市町村域内の青少年活動の場の提供</li> <li>青少年支援・指導者(団体・個人)への青少年活動の場の提供</li> <li>市町村域内の青少年活動への支援</li> <li>青少年支援・指導者(団体・個人)が行う青少年活動への人的支援</li> <li>青少年支援・指導者(団体)が行う青少年活動への資金的援助</li> <li>市町村域内の青少年活動への公的資源(物品、施設等)の貸し出し</li> <li>青少年支援・指導者(団体・個人)が行う青少年活動への物品、施設等の貸し出し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体独自の情報網を使った青少年活動に必要な情報収集・提供</li> <li>青少年支援・指導者(団体・個人)への各団体独自の情報収集及びその提供</li> <li>講師派遣</li> <li>県・市町村・青少年関係団体等の実施する青少年支援・指導者育成への講師派遣</li> <li>青少年支援・指導者(団体・個人)の行う青少年活動への講師派遣</li> <li>団体が独自に保有する青少年活動の場の提供</li> <li>青少年支援・指導者(団体・個人)への青少年活動の場の提供</li> </ul>
連携・調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>青少年支援・指導者育成機能を有効に発揮できるようにするための市町村・青少年関係団体等との連携・調整</li> <li>青少年指導者養成協議会の運営及び参加とその積極的活用</li> <li>県・市町村・青少年関係団体等と連絡会議や検討会議の開催</li> <li>県・市町村・青少年関係団体等の青少年支援・指導者育成に関する実施事業のとりまとめ</li> <li>県・市町村・青少年関係団体等で活動している青少年支援・指導者の実態把握に関するとりまとめ</li> <li>県域における青少年支援・指導者の人材の掘り起こし</li> <li>高等学校・大学・専門学校のボランティア関連のセクションや行政の生涯学習の機関・施設、NPO、企業との連携による人材の掘り起こし</li> <li>学校教育機関への情報提供</li> <li>青少年指導者養成協議会の事業(人材育成)内容についての周知</li> <li>県が把握している支援・指導者や研修修了者を学校支援ボランティアとして紹介</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>青少年支援・指導者育成機能を有効に発揮できるようにするための県・青少年関係団体等との連携・調整</li> <li>青少年指導者養成協議会への参加とその積極的活用</li> <li>市町村域内の青少年関係団体や他市町村等との情報交換、事業の協働開催による人材育成機能の充実</li> <li>市町村域内の青少年支援・指導者の裾野の拡大</li> <li>大人・若者向けに市町村で実施している公民館の講座等を利用した青少年活動に関心を持ってもらうための入門的講座</li> <li>中学校・高等学校・大学・専門学校のボランティア関連のセクションや行政の生涯学習の機関・施設、NPO、企業との連携による人材の掘り起こし</li> <li>学校教育機関への情報提供</li> <li>市町村が把握している支援・指導者や研修修了者を学校支援ボランティアとして紹介</li> <li>児童・生徒の受け入れ先として地域で活動している青少年関係団体等の活動の紹介</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>青少年支援・指導者育成機能を有効に発揮できるようにするための県・市町村等との連携・調整</li> <li>青少年指導者養成協議会への参加とその積極的活用</li> <li>自らの団体の主催事業について県・市町村・他の青少年関係団体等と協働・連携・調整することによる人材育成機能の充実</li> <li>青少年支援・指導者の裾野の拡大</li> <li>大人・若者向けに団体が実施している講座等を利用した青少年活動に関心を持ってもらうための入門的講座</li> <li>中学校・高等学校・大学・専門学校のボランティア関連のセクションや行政の生涯学習の機関・施設、NPO、企業との連携による人材の掘り起こし</li> <li>学校教育機関への情報提供</li> <li>団体が把握している支援・指導者や研修修了者を学校支援ボランティアとして紹介</li> </ul>

## 「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」について

### < 子どもの権利保障に関するおもな成果 >

- 1924年 「ジュネーブ宣言」が国際連盟で採択される。
- 1959年 11月20日、「児童の権利に関する宣言」が国連総会で採択される。
- 1978年 ポーランドから国連人権委員会に「児童の権利に関する条約」の草案が提出される。
- 1979年 国際児童年。国連人権委員会は、ポーランド案を検討し、最終草案を作成するための作業部会を設置する。
- 1980年 「国際的な児童の奪取の民事的側面に関する協定」(ハーグ条約)が国際司法ハーグ会議で採択される。
- 1985年 「少年司法の運用のための国際連合最低基準規則」(北京規則)が国連総会で採択される。
- 1986年 「国内のまたは国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言」が国連総会で採択される。ユニセフ執行理事会は「児童の権利に関する条約」の草案作りに全面的に協力することを決議する。
- 1989年 「児童の権利に関する宣言」採択30周年記念日の11月20日に、「児童の権利に関する条約」が国連総会で採択される。
- 1990年 1月26日、「児童の権利に関する条約」は、その支持を表明する署名のために開放され、61カ国が署名をする。  
9月2日、「児童の権利に関する条約」が発効する。  
9月21日、日本が109番目の署名国となる。
- 1991年 1月26日、「条約」が署名のために開放されてから1周年の記念日までに、130カ国が署名、70カ国が批准を終える。  
2月27日、「条約」締約国の第1回会合がニューヨークで開かれ、児童の権利委員会の10人の委員が選出される。
- 1994年 4月22日、日本が「条約」を批准し、158番目の締約国となる。

外務省の人権に関するホームページより転載

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/seka.html>



< 名称について >

条約の原題は「**Convention on the Rights of the Child**」である。日本政府は、「**Child**」を「児童」と訳し、「**児童の権利に関する条約**」としているが、民間団体は「子ども」と訳し、「**子どもの権利条約**」としている。日本の学校制度からいうと、「子ども」が適訳と考えられるという考え方による。この「**Child**」は「**18歳未満のすべての者**」という意味である。

「**子どもの権利条約**」という名称を使用している自治体もある。例えば以下である。

相模原市 [http://www.sagamihara-kng.ed.jp/study/kodomo\\_no\\_kenri/kenri\\_contents.html](http://www.sagamihara-kng.ed.jp/study/kodomo_no_kenri/kenri_contents.html)

大阪府 <http://www.pref.osaka.jp/jinken/work/child-treaty/index.html>

滋賀県 <http://www.pref.shiga.jp/bbs4/index.html>

三重県 <http://www.pref.mie.jp/GAKOKYO/gyousei/kenri/>

高知県 <http://www.pref.kochi.jp/~kodomo/kenrih.htm>

北海道 [http://www.ikuseikyo.jp/grow\\_kenri.htm](http://www.ikuseikyo.jp/grow_kenri.htm)

福岡県 <http://www.i-kyushu.or.jp/~fcc/kenri/kyushu.html>

これらの自治体は子ども向けのパンフレット等を作成し、子どもへの啓発を図っている。ちなみに神奈川県では「**児童の権利に関する条約**」という名称を使用している。

かながわ人権施策推進指針(本文)

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/jinkendanjo/jinkensisin/sisin.htm>

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/jidofukusi/sougouryouiku/jinken/sakuhinshu12/index.htm>

< 条約の位置づけ >

「**児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)**」は、1989年に成立して、1994年に日本は批准した。それによって、憲法と同等の上位法となっているので、これに基づいた施策が要請されている。しかし、現在のところ、この条約は軽視されているのではないかという論議もある。

1998年に、日本政府の報告に対して、国連・子ども権利委員会より、異例の44項目に及ぶ懸念、提案及び勧告が出され、それを受けて2001年に第2回目の報告を提出した。

1998年に、日本政府の第1回報告について、国連・子ども権利委員会で審議し、同年6月5日の会合で採択された最終見解が出された。この審議に際して、NGOの団体が、不登校や児童虐待など子どもの置かれている状況の報告書を別に提出し、審議会での審議の資料にとりあげられた。それが優れた内容の懸念、提案及び勧告になった。そして、いわゆる先進国における子どもの問題について、どう考えるべきか、問題提起にもなっている。

「**児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)**」の実施の中できまっている政府の報告義務によってなされた、1998年の国連・子ども権利委員会の最終所見に対する政府の第2回目報告は139ページに及ぶ長いものである。

## < 条約の基本 >

「**児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)**」は以下の4つの権利を基本的な考え方に据えている。

### 1 生きる権利

第6条(生命への権利、生存・発達の確保)

- ・防げる病気などで命を奪われないこと。
- ・病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

### 2 育つ権利

第2条(あらゆる差別の禁止)

第3条(子どもの最善の利益)

- ・教育を受け、休んだり遊んだりできること。
- ・考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

### 3 守られる権利

第2条(あらゆる差別の禁止)

第19条(親による虐待・放任・搾取からの保護)

第20条(家族環境をうばわれた子の保護)

第34条(性的搾取、虐待からの保護)

第39条(搾取、虐待、武力紛争等による被害を受けた児童の回復のための措置)

- ・あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。
- ・障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られることなど。

### 4 参加する権利

第12条(意見表明権)

- ・自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり自由な活動を行ったりできることなど。

(財)日本ユニセフ協会抄訳( <http://www.unicef.or.jp/kenri/syouyaku.htm> )を参考にした。

## < 意見表明権について >

基本的な4つの権利のうち「参加する権利」=「意見表明権」は子どもが社会の中で、大人と同様に認められた存在として扱われることを意味し、大人に向かって自分の考えや意見を自由に述べるができるということを意味している。

そのもっとも大切な意味は、次の3点にある。

### (1) 人間の尊厳の保障

無視されず、顔を自分に向けてもらう人間関係の形成によって、子どもは一人の人間としての尊厳を確保できるのである。

### (2) 居場所の保障

どんなことでも言える、安心と自信と自由を保障してくれる人間関係をとおしてはじめて、子どもは自律的で責任のある大人へと成長発達できるのである。

(3) 主体的な成長発達 = 自己実現の機会の保障

人間関係をとおして成長発達過程に自ら参加するから、今の人生を主体的に生きられるのである。

<「子どもの参画」という考え方へ>

この「意見表明権」は、「子どもの参画」という考え方の基本になっていて、この権利を保障することによって、子ども自身が自分で目標を選び取って、それに向かっていけるように、知識とか技能を子ども自身が身につけられるようにしていくことができる。

例えば地域活動などに「子どもの参画」を促進することで、地域社会で大切にされているという意識が子ども・若者に芽生え、また地域社会を居場所と感じるようになる。そして最も大切なことは地域社会で民主主義のプロセスを実践し学ぶことができるということである。

資料 「児童の権利に関する条約」(政府訳)(前文、第12条)

前文

この条約の締約国は、国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、

国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、

国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、

国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、

児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924年の児童の権利に関するジュネー

ブ宣言及び 1959 年 11 月 20 日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（特に第 23 条及び第 24 条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（特に第 10 条）並びに児童の福祉に係る専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、

児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、

国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（北京規則）及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、

極めて困難な条件の下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別の配慮を必要としていることを認め、

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、

あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、

次のとおり協定した。

## 第 12 条

1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

活動事例分類一覧表

この分類表は、 の活動事例の表に対応しています。

スペースの関係で、「活動主体」のところは省略された単語を使っています。以下に記します。

JL:ジュニアリーダー、SL:シニアリーダー、子ども会:市の子ども会連絡協議会・単位子ども会等

青指協:青少年指導員連絡協議会、育成会:地区青少年育成協力会

NPO:公益性のある非営利団体、市民活動団体等、NPO法人:NPOのうち法人格を取得している団体

グレーの色が付いている事例は、第2章の取材事例です。

ページ	分類			事業名	団体名	関連組織	主催	参画の段階
	1 内容	2 活動主体	3 企画立案					
24	キャンプ	JL	青少年	アウトドア活動教室	港北区ジュニアリーダーズクラブ	港北区	港北区ジュニアリーダーズクラブ	8
57	キャンプ	SL	青少年	平塚市シニアリーダーズクラブ大イベント「キャンプ」	平塚市シニアリーダーズクラブ	平塚市	平塚市シニアリーダーズクラブ	8
57	キャンプ	行政	青少年と大人	チャレンジキャンプinびわ2003	平塚市青少年課	平塚市	平塚市市民部青少年課	6
58	キャンプ	行政	青少年と大人	中学生広場	秦野市青少年課	秦野市青少年指導員連絡協議会・秦野市子ども会育成連絡協議会・秦野リーダー研修	秦野市教育委員会	6
58	キャンプ	行政	青少年と大人	小学生広場	秦野市青少年課	秦野市	秦野市教育委員会	6
59	キャンプ	子ども会	青少年と大人	秦野市子連リーダー交流キャンプ	秦野市子ども会育成連絡協議会	リーダー研修クラブ	秦野市子ども会育成連絡協議会	6
59	キャンプ	JL	青少年	ジュニアリーダーキャンプ IN 七沢	JLC・OF・あやせ	綾瀬市子ども会育成連絡協議会	JLC・OF・あやせ	7
60	キャンプ	実行委員会	青少年	第10回あおばサマーキャンプ	あおばサマーキャンプ実行委員会	青葉区	青葉区	7
60	キャンプ	JL	青少年と大人	鶴見区子どもサマーキャンプ(JL当事者記入)	鶴見区ジュニアリーダーズクラブ	鶴見区地域振興課、鶴見区子ども育成連絡協議会、(社)横浜市レクリエーション協会、赤城キャンプ場	鶴見区ジュニアリーダーズクラブ	7
61	キャンプ	実行委員会	青少年と大人	アドベンチャーキャンプ in 赤城	アドベンチャーキャンプ実行委員会	瀬谷区役所	瀬谷区	6
61	キャンプ	JL	青少年	青少年キャンプ	大磯町ジュニアリーダーズクラブ	大磯町教育委員会	大磯町ジュニアリーダーズクラブ	6
62	キャンプ	青指協	青少年と大人	大井町子どもキャンプ	大井町青少年指導員協議会	足柄ふれあいの村	大井町青少年指導員協議会	6
62	キャンプ	青少年グループ	青少年と大人	かもしかキャンプ	かもしかクラブ	神奈川県、清川青少年の家	かもしかクラブ	7
63	研修	青少年グループ	青少年	第15回サークルありんこ自主研修会	ありんこ(大和市子ども会連絡協議会)	大和市子ども会連絡協議会	ありんこ	8
63	研修	育成団体	青少年と大人	川崎市青少年育成連盟中高校生リーダー研修	川崎市青少年育成連盟	川崎市	川崎市青少年育成連盟	6
64	研修	SL	青少年	JL研修「夏キャンプの楽しみ方」	シニアリーダーズクラブむげん	特になし	シニアリーダーズクラブむげん	7
64	研修	青指協	青少年と大人	平成15年度ジュニアリーダー・インリーダー研修会	愛川町青少年指導員連絡協議会	愛川ふれあいの村	愛川町青少年指導員連絡協議会	5
65	研修	子ども会	大人	平成15年度イン・ジュニアリーダー合同研修会	伊勢原市子ども会育成連絡協議会	伊勢原ジュニアリーダーズクラブ、成瀬ジュニアリーダーズクラブ	伊勢原市子ども会育成連絡協議会	6
65	研修	子ども会	大人	平成16年度イン・ジュニアリーダー合同研修会	伊勢原市子ども会育成連絡協議会	伊勢原ジュニアリーダーズクラブ、成瀬ジュニアリーダーズクラブ	伊勢原市子ども会育成連絡協議会	6
66	研修	青少年グループ	青少年と大人	中学生リーダー研修事業	中学生リーダー	特になし	(財)藤沢市青少年協会	6
66	研修	青少年グループ	青少年	高校生リーダー研修事業	高校生リーダー	特になし	(財)藤沢市青少年協会	7
67	研修	子ども会	青少年と大人	子ども会リーダー野外研修会	座間市子ども会育成連絡協議会	宮ヶ瀬共栄貯蓄会(森林組合)	座間市子ども会育成連絡協議会	4
67	研修	JL	青少年と大人	ジュニアリーダー初中級養成研修会	厚木市ジュニアリーダーズクラブ連絡協議会	厚木市青少年指導員連絡協議会	厚木市ジュニアリーダーズクラブ連絡協議会	6

活動事例分類一覧表

ページ	分類			事業名	団体名	関連組織	主催	参画の段階
	1 内容	2 活動主体	3 企画立案					
68	研修	JL,SL	青少年と大人	第32回関東甲信越静地区子ども会ジュニアリーダー大会	神奈川子ども会連絡協議会	全国子ども会連合会	神奈川子ども会連絡協議会	6
68	研修	子ども会	大人	インリーダー研修会	小田原子ども会連絡協議会	ジュニアリーダーズクラブ	小田原子ども会連絡協議会	7
69	研修	青指協	青少年と大人	地域少年リーダー養成講座	小田原教育委員会	小田原青少年指導員協議会	小田原青少年指導員協議会	6
16	交流	青少年グループ	青少年	かながわユースボランティアミーティング in 神奈川	かながわユースボランティアりんくファクトリー	神奈川県青少年協会、県立逗子高等学校ボランティアセンター等	かながわユースボランティアりんくファクトリー	8
70	交流	ボーイスカウト	青少年と大人	第3回スカウトキャンボリー	日本ボーイスカウト神奈川連盟 横浜南央地区	ガールスカウト日本連盟横浜友好団、国立那須甲子少年自然の家	日本ボーイスカウト神奈川連盟 横浜南央地区	6
70	交流	ガールスカウト	青少年と大人	日韓ガールスカウト交流事業	ガールスカウト日本連盟神奈川支部	ガールスカウト日本連盟	ガールスカウト神奈川支部	8
71	交流	実行委員会	青少年と大人	青少年国際化推進事業	青少年国際化推進事業実行委員会	特になし	青少年国際化推進事業実行委員会	7
71	交流	実行委員会	青少年と大人	平成16年度奈川村青少年ふれあい交流	湯河原町親善都市子ども交流推進事業実行委員会	湯河原町子ども会	湯河原町親善都市子ども交流推進事業実行委員会	6, 7
72	交流	行政	青少年と大人	横須賀市ジュニアリーダー他都市交歓会(2月)	横須賀市	平塚市・横須賀市ジュニアリーダー養成講習会OB会、平塚市ジュニアリーダーズクラブ	横須賀市	7
72	交流	行政	青少年と大人	横須賀市ジュニアリーダー他都市交歓会(6月)	横須賀市	平塚市・葉山町・横須賀市ジュニアリーダー養成講習会OB会、平塚市・葉山町ジュニアリーダーズクラブ	横須賀市	7
73	交流	JL	青少年	ジュニアリーダー他都市交歓会(6月)	葉山町ジュニアリーダーズクラブ	横須賀市、平塚市青少年課、横須賀市田浦青少年自然の家	横須賀市	7
73	交流	実行委員会	大人	平塚市海洋少年団交流事業	平塚市海洋少年団交流事業実行委員会	東海大学	平塚市海洋少年団交流事業実行委員会	5
74	交流	子ども会	大人	今市市・小田原子ども会交歓会	小田原子ども会連絡協議会	今市市、今市市子ども会連絡協議会等	小田原子ども会連絡協議会	4
74	交流	行政	青少年と大人	小田原市・岸和田市青少年活動交流	小田原教育委員会	小田原市シニアリーダーズクラブへ委託	小田原市教育委員会	4
75	成人式	実行委員会	青少年と大人	平成15年度 やまと成人式	平成15年度やまと成人式実行委員会	(社)大和青年会議所・大和商工会議所、大和市母親クラブ連絡協議会・大和市青少年指導員連絡協議会・桜林会・林間着付サークル・大和ユースクラブ・サークルありんこ	平成15年度やまと成人式実行委員会	6
75	成人式	実行委員会	青少年と大人	新成人のつどい	新成人のつどい実行委員会	秦野市青少年指導員連絡協議会、秦野市相談員連絡協議会	秦野市、秦野市教育委員会	6
76	成人式	実行委員会	青少年	平成17年平塚市成人式	平成17年平塚市成人式実行委員会	ボランティア	平塚市市民部 青少年課	6
76	成人式	実行委員会	青少年と大人	山北町成人式(第2部)	山北町成人式実行委員会	山北町青少年指導員	山北町成人式実行委員会	6
77	成人式	実行委員会	青少年と大人	平成16年成人式	平成16年成人式実行委員会	青少年指導員連絡協議会	南足柄市	6
77	成人式	実行委員会	青少年と大人	成人のつどい開催事業	綾瀬市成人のつどい実行委員会	青少年指導員、青少年補導員、市子連、JLCから1名ずつ委員を選出	綾瀬市青少年課	6
78	成人式	実行委員会	青少年	平成16年「成人の日」を祝うつどい	平成16年「成人の日」記念事業実行委員会	横浜市、横浜市教育委員会、横浜市選挙管理委員会(共催)	「成人の日」記念事業実行委員会	8
78	成人式	実行委員会	青少年と大人	成人式	小田原市・小田原市教育委員会	成人式運営委員会を組織、小田原市青少年育成推進協議会や小田原市シニアリーダーズクラブの協力	小田原市・小田原市教育委員会	6
79	成人式	青少年グループ	青少年	平成16年相模原市はたちのつどい	はたちのしゃべり場!!	特になし	成人式自体は市の主催だが、活動自体は団体が自主的に実施	6
79	成人式	実行委員会	青少年	平成16年成人式「津久井町はたちのつどい」	はたちのつどい実行委員会	町青少年指導員、町交通指導隊、町明るい選挙推進協議会	津久井町・津久井町教育委員会	3
80	まつり	実行委員会	青少年と大人	浅間祭	浅間祭実行委員会	特になし	浅間祭実行委員会	8

活動事例分類一覧表

ページ	分類			事業名	団体名	関連組織	主催	参画の段階
	1 内容	2 活動主体	3 企画立案					
80	まつり	実行委員会	青少年と大人	青少年フェスティバル	川崎市青少年育成推進委員会	川崎市	川崎市青少年育成推進委員会	6
81	まつり	実行委員会	青少年	海老名市青年の祭典	海老名市青年の祭典実行委員会	海老名市	海老名市青年の祭典実行委員会	7
81	まつり	子ども会	大人	ふれあい子どもフェスティバル	小田原市子ども連絡協議会	ジュニアリーダーズクラブ	小田原市子ども連絡協議会	4
82	まつり	子ども会	大人	北條五代祭	小田原市子ども連絡協議会	小田原市観光協会	小田原市観光協会	4
82	まつり	実行委員会	青少年	市民まつり模擬店出店	逗子市子ども連絡協議会	特になし	逗子市子ども連絡協議会	6
83	子ども会議	青少年グループ	青少年	川崎市子ども会議宿泊交流会	川崎市子ども会議	川崎市青少年の家、宮前区子ども会議委員	川崎市子ども会議	6
83	子ども会議	NPO法人	大人	21世紀淡海子ども未来会議設置運営事業	NPO生涯学習研究所(滋賀県委託)	県の各地域振興局	NPO生涯学習研究所	6
84	子ども会議	NPO	大人	第7回 2003神奈川ふれあい子どもサミット	神奈川の教育を推進する県民会議	県内各地の「地域に子ども会議」(9団体)	神奈川の教育を推進する県民会議	6
84	子ども会議	運営委員会(青少年)	青少年と大人	川崎市子ども夢パーク子ども運営委員会	川崎市子ども夢パーク	子ども夢パーク運営委員会、子ども夢パーク支援委員会	川崎市子ども夢パーク	5
38	子ども会議	運営委員会(青少年)	青少年と大人	町田市子どもセンターばあん 子ども委員会	町田市子どもセンターばあん	特になし	町田市子どもセンターばあん	8
45	子ども会議	運営委員会(青少年)	大人	横浜市青少年交流センター青少年委員会	横浜市青少年交流センター青少年委員会	特になし	横浜市青少年交流センター	6
85	スポーツ	JL	大人	大運動会	JLC・OF・あやせ	綾瀬市子ども育成連絡協議会	JLC・OF・あやせ	7
85	スポーツ	子ども会	青少年と大人	リーダー企画「秋の行事」	逗子市子ども連絡協議会	共催：県立逗子高等学校協賛：逗子体操クラブ等	逗子市子ども連絡協議会	6
86	スポーツ	子ども会	大人	球技大会	小田原市子ども連絡協議会	小田原市内小学校(4校)	小田原市子ども連絡協議会	4
86	スポーツ	JL	青少年	スポーツ大会兼親睦会	茅ヶ崎市ジュニアリーダーズクラブ	茅ヶ崎市子ども連絡協議会 香川公民館、鶴ヶ台小学校	茅ヶ崎市ジュニアリーダーズクラブ	8
87	地域活動	JL	青少年	平塚市ジュニア・リーダーズクラブ	平塚市ジュニア・リーダーズクラブ	各地区子ども会・平塚市青少年課	平塚市市民部青少年課	7
87	地域活動	NPO	青少年と大人	わくわく冒険隊	わくわく冒険隊	冒険遊び場つくい、津久井町一周山歩き隊	わくわく冒険隊	6
88	地域活動	育成団体	大人	港南区こどもフォーラム	青少年健全育成を推進する会	港南区役所共催、区内小学校	青少年健全育成を推進する会	4
88	地域活動	青少年グループ	青少年	わくわく冒険隊、ジュニア・シニアクラブ、ユースボランティア	大和ユースクラブ	大和市青少年指導員連絡協議会、大和市子ども連絡協議会、大和市母親クラブ連絡協議会	大和ユースクラブ	7
89	ボランティア体験活動	高校生	青少年と大人	高齢者とのふれあい活動アニマルセラピー	日本大学藤沢高等学校生物部	特になし	日本大学藤沢高等学校生物部	7
89	ボランティア体験活動	社団法人	青少年と大人	青少年のボランティア体験活動	(社)神奈川県青少年協会	厚木市、相模原市、茅ヶ崎市、大和市、各市社会福祉協議会、ボランティアセンター、NPOセンター他	(社)神奈川県青少年協会	6
90	イベント	JL	青少年と大人	わくわくホリデープラン この指止まれ!	愛川町教育委員会・ジュニアリーダーズクラブ	愛川町	愛川町教育委員会	6
90	イベント	青少年グループ	青少年	あそびっこ隊	さがみちびっこクラブ	特になし	さがみちびっこクラブ	7
91	宿泊体験	青指協	青少年と大人	中学生とのつどい	箱根町青少年指導員連絡協議会	特になし	箱根町青少年指導員連絡協議会	6
91	宿泊体験	実行委員会	青少年と大人	自然ふれあい教室	自然ふれあい教室実行委員会	藤沢市教育委員会(後援)	(財)藤沢市青少年協会	8
92	体験活動	社団法人	大人	よこはまこどもマリンスクール	(社)横浜市レクリエーション協会	横浜市水泳協会、帆船日本丸記念財団、野島青少年研修センター、南伊豆臨海学園、子ども自然公園野外活動センター、三ツ沢公園青少年野外活動センター	横浜市教育委員会	4

活動事例分類一覧表

ページ	分類			事業名	団体名	関連組織	主催	参画の段階
	1 内容	2 活動主体	3 企画立案					
92	体験活動	子ども会	青少年	子ども会活性化事業「うどん作りを体験しよう」	小金原単位子ども会育成会	厚木市立七沢自然教室	小金原単位子ども会育成会	6
10	冒険遊び場	NPO	青少年と大人	片倉うさぎ山プレイパーク	片倉うさぎ山公園あそび場管理運営委員会	特になし	片倉うさぎ山公園あそび場管理運営委員会	6
93	冒険遊び場	NPO	大人	冒険遊び場つづきの遊びの日	冒険遊び場つづい	わくわく冒険隊、中野小PTAサークル	冒険遊び場つづい	6
27	情報誌発行	青少年グループ	青少年	子どもによる市民のための情報誌「WAVE桜」	WAVE桜編集局	NPO佐倉こどもステーション	WAVE桜編集局	7.5
93	広場あそび	青少年グループ	青少年	あそぼう会	特定非営利法人松戸子ども劇場	特になし	松戸子ども劇場	8
50	店舗経営	高校生	青少年と大人	チャレンジショップ Gestoreおだわら	小田原城東高等学校	県、小田原市等	小田原城東高等学校	6
94	ナイトウォーク	SL	青少年	ナイト・ウォーク2003	小田原市シニア・リーダーズ・クラブ	特になし	小田原市シニア・リーダーズ・クラブ	7
29	電話相談	青少年グループ	青少年と大人	チャイルドライン千葉子ども電話 若者ライン	特定非営利活動法人 子ども劇場千葉県センター	チャイルドライン全国支援センター 千葉県内の子育て関連機関	特定非営利活動法人 子ども劇場千葉県センター	5
94	レクゲーム	子ども会	青少年と大人	ふれあいレクリエーション	愛川町子ども会連絡協議会、愛川町教育委員会、愛川町老人クラブ連合会	特になし	愛川町子ども会連絡協議会、愛川町教育委員会、愛川町老人クラブ連合会	6
95	きもだめし	育成団体	大人	きもだめし大会	善行地区青少年育成協会の会	大越小、善行小、善行中PTA、三者ふれあいネットワーク	善行地区青少年育成協会の会	6
95	演劇	NPO	青少年と大人	教育を守る会50周年記念事業	神奈川県教育を守る会	教職員を中心とした合唱団、障害者のグループ、外国籍の子等	神奈川県教育を守る会	6と7との間
96	人形劇	実行委員会	大人	子ども人形劇団	子ども人形劇団実行委員会	小田原市内アマチュア人形劇団	子ども人形劇団実行委員会	6
96	ライブ	実行委員会	青少年と大人	ライブ in 山北	ライブ in 山北 実行委員会	山北町青少年指導員協議会	山北町青少年指導員協議会	6
20	ダンス	実行委員会	青少年と大人	藤沢ダンスMIX Ver.6	藤沢ダンスMIX Ver.6 実行委員会	藤沢市・藤沢市教育委員会、レディオ湘南	(財)藤沢市青少年協会	6
97	講座	青少年団体	青少年と大人	ヒラツカ・コース・カルチャー・サークル	ヒラツカ・コース・カルチャー・サークル	平塚市	ヒラツカ・コース・カルチャー・サークル	6
97	国際理解	SL	青少年	国際シンポジウム	小田原市シニア・リーダーズ・クラブ	小田原市	小田原市シニア・リーダーズ・クラブ	6
98	活動発表会	行政	大人	青少年と育成者のつどい	青少年問題協議会・教育委員会	小田原市青少年指導員協議会	小田原市教育委員会	4
98	子どもの遊び	青少年グループ	青少年と大人	あそびの学校	あそびの学校運営委員会	特になし	相模原市青少年学習センター	7
5	フリースペース	NPO法人	青少年と大人	フリースペースえん (居場所における参画「壁に描こう」プロジェクト)	特定非営利活動法人 フリースペースたまりば	川崎市子ども夢パーク、神奈川子ども未来ファンド、県内外のフリースクール・フリースペース、チャイルドライン、神奈川思春期サポート懇談会等	フリースペースえん	5(プロジェクトについては7)



# 参 考 文 献

## 『子どもの参画』に関する文献

- 赤池学・金谷年展・中雄政幸, 2000. 『心に火をつける人、消す人』. TBSブリタニカ
- 岡本包治編, 1989. 『青少年の地域参加』. ぎょうせい
- 喜多明人, 1995. 『新世紀の子どもと学校 - 子どもの権利条約をどう生かすか』. エイデル研究所
- 喜多明人・坪井由実・林量俣・増山均編, 1996. 『子どもの参加の権利』. 三省堂
- 木下勇, 1996. 『遊びと街のエコロジー』. 丸善株式会社
- 子どもの参画情報センター編, 2002. 『子ども・若者の参画』. 朋文社
- 子どもの参画情報センター編, 2004. 『居場所づくりと社会つながり』. 朋文社
- 佐藤一子・増山均編, 1995. 『子どもの文化権と文化的参加』. 第一書林
- 田中治彦, 1988. 『学校外教育論』. 学陽書房
- 日本子どもを守る会編, 2001. 『子ども白書 2001 年版』. 草土文化
- ハート,R., 1997/2000, (木下勇・田中治彦・南博文監修). 『子どもの参画 - コミュニティづくりと身近な環境  
ケアへの参画のための理論と実際 - 』. 萌文社
- 林義樹, 1994. 『学生参画授業論』. 学文社
- 松原治郎, 1978 『日本の青少年 ~ 青少年教育の提唱 ~ 』. 東京書籍
- Youth Empowerment 実行委員会, 2001. 『POWER of the Youth ~ 若者の参画がNPO活動に必要な理由』
- レイブ,J.・ウェンガー,E., 1991/1993. (佐伯胖訳). 『状況に埋め込まれた学習 - 正統的周辺参加 - 』. 産業図書

## 『体験学習』に関する文献

- 相川充・津村俊充(共編), 1996. 『社会的スキルと対人関係 - 自己表現を援助する - 』. 誠信書房
- 伊藤義美(編), 2002. 『ヒューマニスティック・グループ・アプローチ』. ナカニシヤ出版
- 岡島成行, 2001. 『自然学校をつくろう あなたも自然体験活動のリーダーになれる』. 山と溪谷社
- 神奈川県立青年の家合同研修会編, 1998. 『体験学習の手引』. 神奈川県立青年の家
- 川嶋直・佐藤初雄・平野吉直・星野敏男(編), 2001. 『野外教育入門』. 小学館
- 九里徳泰 / Be - pal編集部, 『親と子の週末 48 時間「小学校週休2日・総合学習」時代の自然遊びマニュアル』. 小学館
- 津村俊充・石田裕久(共編), 2003. 『ファシリテーター・トレーニング 自己実現を促す教育ファシリテーションへのアプローチ』. ナカニシヤ出版
- 津村俊充・星野欣生, 2003. 『教師のための体験学習実習集 Creative School クリエイティブ・スクール - 生き生きとしたクラスをつくるために - 』. プレスタタイム
- 津村俊充(編著)・岡本真一郎・大坊郁夫・和田実・林文俊・安藤清志・他 48 名, 2002. 『子どもの対人関係能力を育てる』. 教育開発研究所
- 津村俊充・星野欣生, 1996. 『クリエイティブ・ヒューマン・リレーションズ全8巻』. プレスタタイム
- 津村俊充・山口真人(共編), 1992. 『人間関係トレーニング 私を育てる教育への人間学的アプローチ』. ナカニシヤ出版
- クレイドラー,W.J.・ファーロン,L.・コウレス,L.・ブラウティー,I.(著)・プロジェクトアドベンチャー・ジャパン(翻訳), 2001. 『対立がちからに』. C.S.L 学習評価研究所
- 諸澄敏之, 2001. 『よく効くふれあいゲーム 119』. 杏林書院